

第1章 地 域 福 祉

第1章 地域福祉

第1節 民生委員・児童委員（生活支援課）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の奉仕者として、福祉行政に協力しています。民生委員・児童委員は、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、子育て支援に関する相談や助言指導のほか、福祉事務所や児童相談所などの社会福祉関係機関と連携を図り、行政施策の実現に協力しています。（令和2年3月31日現在、116名）

また、民生委員・児童委員相互の連絡調整、研修強化等の目的のため、第1地区～第6地区の民生委員・児童委員協議会を組織し活動しています。

上記の委員のうち、12名の委員は、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」として、地区担当の民生委員・児童委員と協力し合って、児童問題に取り組んでいます。

なお、小平市では市が行う社会調査や各種施策に協力を依頼するため、民生委員・児童委員を行政協力員として「社会福祉協力委員」に委嘱しています。

1 主な活動実績（令和元年度）

(1) 自主活動

- ① 定例会（月1回）
- ② 事項別部会
（高齢福祉、障がい福祉、生活福祉、児童福祉、子育て支援、主任児童委員の6部会）
- ③ 機関誌の発行
- ④ 学校訪問
- ⑤ 児童相談所、学校等との関係機関による地区連絡協議会
- ⑥ 各種研修会への参加

(2) 行政機関等に対する協力活動

- ① 日赤会員（社員）増強運動（日赤活動資金募集）
- ② 要支援者（高齢者等）調査
- ③ 敬老記念品の配付
- ④ 各種行事協力（高齢者福祉大会、障がい者運動会等）
- ⑤ 社協福祉バザー等社会福祉協議会行事協力
- ⑥ 社会を明るくする運動（駅頭宣伝、市民まつりパレード）

表1 民生委員・児童委員の相談支援状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

内容別分類			分野別分類		
項目	件数	割合(%)	項目	件数	割合(%)
子どもの教育・学校生活	372	7.7	高齢者に関すること	2,684	56.0
日常的な支援	906	18.9	子どもに関すること	1,134	23.6
在宅福祉	825	17.2	障がい者に関すること	342	7.1
その他	2,693	56.2	その他	636	13.3
計	4,796	100.0	計	4,796	100.0

第2節 民生委員推薦会（生活支援課）

民生委員推薦会は民生委員法の規定に基づいて設置されたもので、民生委員に欠員が生じた場合及び任期満了に伴う一斉改選時に民生委員候補者を決定し、都知事に推薦することを任務としています。

民生委員推薦会は、民生委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員の6分野からそれぞれ2名ずつの12名で構成されています。

表2 令和元年度開催状況

開催回数	候補者推薦数	委員委嘱数
3回	119人	119人

第3節 日本赤十字社（生活支援課）

日本赤十字社は、昭和27年8月に制定された日本赤十字社法に基づいて設置された法人で、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的として活動しています。

小平市では、生活支援課内に小平市地区事務局を置き、民生委員や献血推進協議会委員をはじめとする多くの有志の方々の協力を得て、会員増強運動や献血キャンペーンなどを行っています。

令和元年度会員増強運動（活動資金） 実績 3,357,012円

令和2年3月16日（月） 献血キャンペーン（一橋学園駅前）

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、キャンペーンは中止し、献血のみ実施

第4節 旧軍人・戦没者遺族に対する援助（生活支援課）

旧軍人、軍属及び戦没者等の遺族や妻に対して、支給される各種の給付に関する相談や申

請書の受付、東京都への書類の進達事務を行っています。

また、中央公民館において戦没者追悼式を実施しています。令和元年度は、8月3日（土）に実施し、約90人の参列者がありました。

第5節 中国残留邦人等支援事業（生活支援課）

永住帰国した中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図ることを目的として、支援給付金の支給、支援・相談員の配置、地域社会における生活支援事業等を実施しています。

令和元年度 支援給付対象世帯 6世帯

第6節 災害見舞金・災害弔慰金（生活支援課）

暴風、豪雨、地震等の自然災害や火災、爆発、その他これらに類する事故などから生じる被害を受けた被災者等に対して、災害見舞金、災害弔慰金を支給しています。

表3 令和元年度支給内訳

	災 害 見 舞 金			災 害 弔 慰 金		
	火 災	自然災害	合 計	火 災	自然災害	合 計
件 数	3 件	0 件	3 件	0 件	0 件	0 件
支 給 額	130,000 円	0 円	130,000 円	0 円	0 円	0 円

第7節 社会を明るくする運動（生活支援課）

1 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

2 活動主体

北多摩北地区保護司会小平分区を中心に関係20団体で「“社会を明るくする運動”小平市実施委員会」（委員長 小平市長）を設置し、青少年の健全育成を目的とした活動を展開しています。

3 主な活動内容

(1) 駅頭宣伝活動

令和元年7月1日（水）に市内3駅（小川駅、小平駅、花小金井駅）の駅頭でティッシュペーパー、メディックバン等のキャンペーン物資を配布し、“社会を明るくする

運動”の啓発活動を実施しました。

(2) 学校訪問活動

市内の公立小・中・高校、児童養護施設全40校を訪問し、非行防止に関する情報交換を行いました。

(3) 作文集「ひまわり」の発行

市内中学校9校に犯罪や非行防止を考える作文を依頼し、57点の寄稿があり、作文集「ひまわり」を発行しました。本年度は小平市立第五中学校から寄せられた作文を東京都推進委員会へ推薦しました。

(4) 市民まつりパレード及び啓発物資配布による広報宣伝活動

令和元年10月20日(日)に実施された市民まつりのパレードに小平市実施委員会として参加し、青少年の健全育成を中心とする“社会を明るくする運動”の趣旨を広く市民に伝えました。

また、市民まつり会場で啓発物資を配布しました。

第8節 福祉のまちづくり推進事業（生活支援課）

- 1 小平市福祉のまちづくり条例に基づき、事業の推進、普及、啓発を行いました。
- 2 市内の道路の改良・改修工事の際に、ユニバーサルデザイン（UD）ブロックの敷設を含む、段差解消のための歩道のバリアフリー化を行いました。
- 3 市内の公共施設における和式便器から洋式便器への改修及びそれに伴うバリアフリー化のための改修を行いました。

第9節 地域福祉推進事業等

1 有償家事・介護援助サービス等団体補助事業（生活支援課）

在宅福祉を支える家事・介護援助サービスにおいて、多種多様化する市民のニーズにこたえるため、民間の有償家事・介護援助サービスを展開している団体に対し、また交通手段の利用を十分に確保できない市民等の社会参加を推進し、福祉の増進に資する移送サービスを展開している特定非営利活動法人に対して、補助しています。

(1) 家事・介護援助サービス（補助額2,500,000円／1団体）

- ① 小平いたわりの会(平成6年度から実施)
- ② 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平(平成10年度から実施)

(2) 移送サービス（補助額 1,250,000 円／1 団体）

- ① 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ（平成 21 年度から実施）
- ② 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第 2 こだま（平成 21 年度から実施）
- ③ 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平（平成 21 年度から実施）

2 権利擁護（生活支援課）

判断能力の低下によって、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の相談支援を実施しているほか、福祉サービスの利用に関する苦情対応と、弁護士等の専門家による専門相談を実施しています。さらに、成年後見制度等の利用支援や、市民後見人の養成を行っています。

成年後見制度の推進や普及を目指す成年後見制度推進機関として、「権利擁護センターこだいら」（社会福祉協議会）を設置しています。

3 福祉有償運送事業の推進（生活支援課）

福祉有償運送とは、NPO 法人や社会福祉法人等が、障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。事業を行うに当たり、多摩地域の市町村で共同運営する運営協議会に協議を諮る必要があります。令和元年度は、福祉有償運送を行っている 2 団体が、運営協議会に協議を諮ったうえ、登録の更新手続きを行いました。

4 地域保健福祉推進会議（生活支援課）

保健、医療及び福祉サービスの実施機関等の連携のもとに、地域保健福祉活動の推進に関する協議を行うことを目的として、地域保健福祉推進会議を設置しています。

地域保健福祉推進会議 開催中止（新型コロナウイルス感染症の影響により）

5 福祉人材養成講座（生活支援課）

市内の大学や福祉関係機関等と連携し、地域で活動する福祉サービス従事者や民生委員・児童委員の資質の向上を目的に、福祉人材養成講座を開催しています。

福祉人材養成講座 1 回開催（令和元年度実績 34,887 円）

第10節 受験生チャレンジ支援貸付事業（生活支援課）

低所得世帯の子どもの進学を支援するため、中学3年生及び高校3年生に対し、学習塾や受験料の費用について、貸付を行っています。

令和元年度 貸付件数 173件

第11節 生活困窮者自立支援事業（生活支援課）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を支援するため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業を行っています。また、生活困窮世帯及びひとり親家庭の小学6年生、中学生及び高校生相当年齢の子どもの対象に、子育て支援課と合同で、学習支援事業を実施しています。

令和元年度	新規相談受付人数	385人
	住居確保給付金の支給者数	19人
	家計改善支援利用者数	6人
	学習支援事業参加者数	58人

第12節 身体障害者・知的障害者相談員（障がい者支援課）

心身障害者福祉対策の充実強化をはかるため、昭和42年に障害者相談員制度が、ついで昭和43年に知的障害者相談員制度ができました。

相談員の業務は、心身障がい者の地域活動の中心になって、その推進をはかり、援護の普及や更生援護に関する相談に応ずるなど、福祉事務所や民生委員などの関係機関の業務に協力することです。

令和元年度	身体障害者相談員	6人
	知的障害者相談員	4人

第13節 小平市社会福祉協議会

小平市社会福祉協議会（以下社協）は、昭和38年7月民生委員36名と一般市民の協力者27名により任意団体として発足し、その後市民の福祉に対する理解の高まりとともに会員の加入増、事業量の増加に伴い、昭和41年6月社会福祉法人として認可され、令和2年3月31日現在、個人会員4,922人、事業所会員258件となっています。

社協は、地域福祉の中核として「市民総参加による社協」を目指し、市民の善意と助け合いの精神を基盤として成り立っている団体であり、一人でも多くの市民に会員として加入し

ていただけるよう関係者の協力を得ながら、行政の施策と相まって「明るく住みよいまちづくり」を進めています。

社協の事業は、児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援、法外・緊急援護その他福祉資金貸付、共同募金運動・ボランティア活動・地域福祉活動計画の推進、権利擁護センターこだいらの運営、障がい者地域自立生活支援センター、基幹型小平市地域包括支援センター中央センター、生活困窮者自立支援事業の受託、たいよう福祉センター（障害者福祉センター）や、あおぞら福祉センター及び高齢者交流室の指定管理等、多岐にわたっています。

第 14 節 避難行動要支援者避難支援体制の整備事業（生活支援課）

災害発生時の避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、自助及び各地域での共助を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制を整備していくことにより、各地域での安全・安心体制の強化に取り組んでいます。

1 「避難行動要支援者登録名簿」の作成

災害時に自力で避難することが困難な方の情報を名簿に登録し、災害時等に活用するため、災害時の避難等の支援を希望し、平常時から、消防署等の関係機関に個人情報を提供することに同意を得られた方を避難行動要支援者登録名簿に登載しています。

平成 25 年に修正した小平市地域防災計画において、75 歳以上の一人暮らし高齢者等を避難行動要支援者の対象として追加し、平成 25 年 11 月から、地域包括支援センターで受付を行っています。

令和元年度の避難行動要支援者登録名簿に新たに登載された方は、地域包括支援センターで受け付けた 57 人分と合わせて、303 人でした。

名簿は、毎年更新し、市の関係部署（防災危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、生活支援課）と小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、協定を締結した自治会、マンション管理組合で共有しています。

表 4 避難行動要支援者登録名簿の登載者数（基準日：9 月 1 日）

	登載者数
平成 28 年度	2,900 人
平成 29 年度	2,913 人
平成 30 年度	2,943 人
令和元年度	2,984 人

2 救急医療情報キットの配付

避難行動要支援者登録名簿に登載された方には、民生委員・児童委員により、「救急医療情報キット」を配付しています。

また、地域包括支援センターでの受付者には、受付時に地域包括支援センターで配付しています。

3 避難行動要支援者の避難支援に関する協定

避難支援体制をさらに強化するため、平成 25 年 10 月に、小平警察署・小平消防署と、避難行動要支援者の避難支援に関する協定を締結しています。

4 自治会等との避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定

避難行動要支援者に対し、地域で緊急時や救急時の安否確認や避難支援を行っていただくため、個人情報に関する取り扱い方法等を定めた、避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定を締結した自治会及びマンション管理組合に、避難行動要支援者登録名簿を提供しています。

表 5 協定締結済の自治会及びマンション管理組合 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

	協定締結日	自治会名 管理組合名	世帯数	避難行動要支援者 登録名簿の登載者数
1	平成 23 年 4 月 6 日	鈴の木台自治会	144	16
2	平成 25 年 4 月 10 日	小川橋自治会	43	7
3	平成 25 年 4 月 14 日	白梅北自治会	132	4
4	平成 25 年 6 月 13 日	富士見住宅自治会	363	55
5	平成 25 年 7 月 31 日	鷹の台団地小平自治会	105	6
6	平成 25 年 12 月 27 日	東小川橋自治会	115	10
7	平成 27 年 10 月 15 日	長久保自治会	234	16
8	平成 29 年 4 月 20 日	小川西町 4 丁目自治会	120	24
9	平成 29 年 4 月 28 日	エステート上水本町 団地管理組合法人	280	7
10	平成 29 年 6 月 9 日	大沼町北自治会	420	31
11	平成 29 年 6 月 22 日	虹ヶ丘第一自治会	124	8

12	平成 29 年 7 月 3 日	旭町自治会	80	6
13	平成 29 年 9 月 6 日	武蔵野団地自治会	271	19
14	平成 29 年 10 月 26 日	ダイアパレス花小金井Ⅱ 管理組合	68	1
15	平成 29 年 11 月 16 日	鈴二自治会	51	5
16	平成 30 年 7 月 4 日	花小金井四丁目アパート 自治会	185	24

(世帯数は協定締結時点)

第 15 節 社会福祉法人の指導監査（生活支援課）

社会福祉法の規定に基づき、小平市長が所轄庁である社会福祉法人に対し、定期的に指導監査を実施します。令和元年度は 7 法人に対して実施しました。